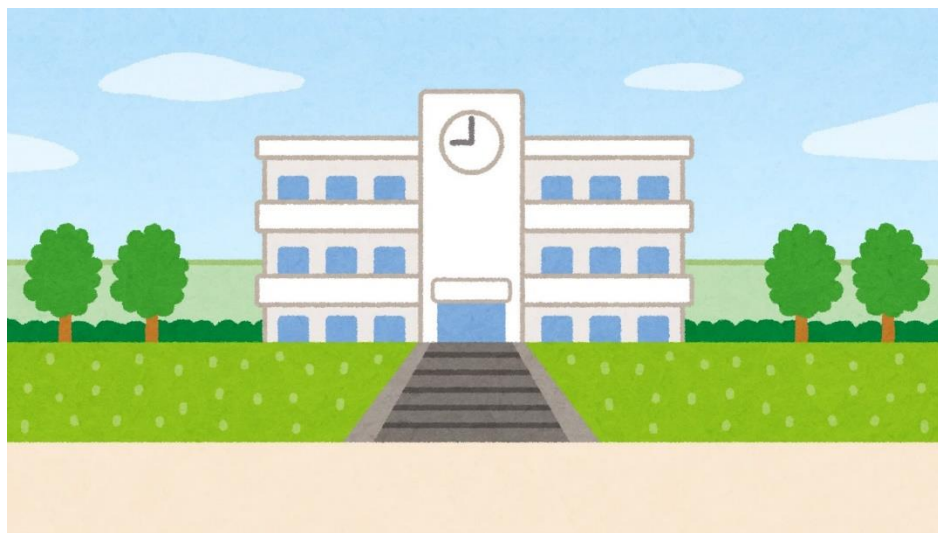


「就学時から卒業後までを見通した特別支援教育について」



令和7年5月19日
調布市教育委員会 指導室

本日の内容

- はじめに
 - 1. なぜ就学前から卒業後までを見据える必要があるのか？
 - 2. 多様な教育的ニーズと学びの場について
 - 3. 自立と社会参加に向けて
- さいごに: 将来を見据えた上で今大事なこと

はじめに

これからお話することは、あくまでも、お子さまのこれからの就学にあたって、参考にしていただきたい内容をまとめたものです。

子どもの成長、発達は一人一人異なります。

ただ、ある程度の方角性を知ることで、お子さんのニーズに、よりの確に、よりよいタイミングで対応できる可能性が高まります。聞いていただき、これからの就学の参考にしていただければ幸いです。

Ⅰ なぜ就学前から卒業後までを見据える
必要があるのか？

なぜ就学前から卒業後までを見据える必要があるのか？

児童・生徒について、一人一人の障害の種類や程度を知るだけでなく、発達の状態等に応じた最もふさわしい教育を行っていくためにその児童・生徒のライフステージを見通し、可能性を最大限に伸長する視点から理解を図る必要があります。



(東京都教育委員会, 「令和6年度版就学相談の手引」 障害のある児童・生徒の理解 より)

なぜ就学前から卒業後までを見据える必要があるのか？

目標設定

- ・発達段階に応じた適切な目標設定ができる

早期教育

- ・適切な支援を早期から積極的に取り入れることができる

継続支援

- ・切れ目のない支援の実現ができる



将来の自立と社会参加につながる



発達段階に応じた適切な目標設定ができる

目標 設定

- ・ 発達段階に応じた適切な目標設定ができる
- ・ 目先の課題だけでなく、**長期的な目標**を見据えることで、日々の支援や教育の方向性が明確になり、お子さまの発達段階に応じた適切な目標設定が可能になります。➡**アセスメントが不可欠**

発達段階に応じた適切な目標設定ができる



学習場面における行動のチェックリスト
— 通常の学級 —

児童名 [] 記入者 [] 記入日 (年 月 日)

		該当しない	あまり 該当しない	少し 該当する	該当する
一斉指示への対応	話し手や示した物などに注目することができる。	1	2	3	4
	指示内容を理解し、指示に従うことができる。	1	2	3	4
グループ学習	話合いの場面で、人の意見を受け入れることができる。	1	2	3	4
	話合いの場面で、自分の意見を相手に伝えることができる。	1	2	3	4
忘れ物・整理整頓	学習で使う用具を忘れずに持ってくることができる。	1	2	3	4
	持ち物を整理して、使えるようにしておくことができる。	1	2	3	4
板書	時間内に黒板の文字を写すことができる。	1	2	3	4
	大切だと思う要点をノートに書くことができる。	1	2	3	4

* 1、2、3、4は、それぞれの行動項目が該当する程度を表します。

適切な支援を早期から取り入れることができる

早期
教育

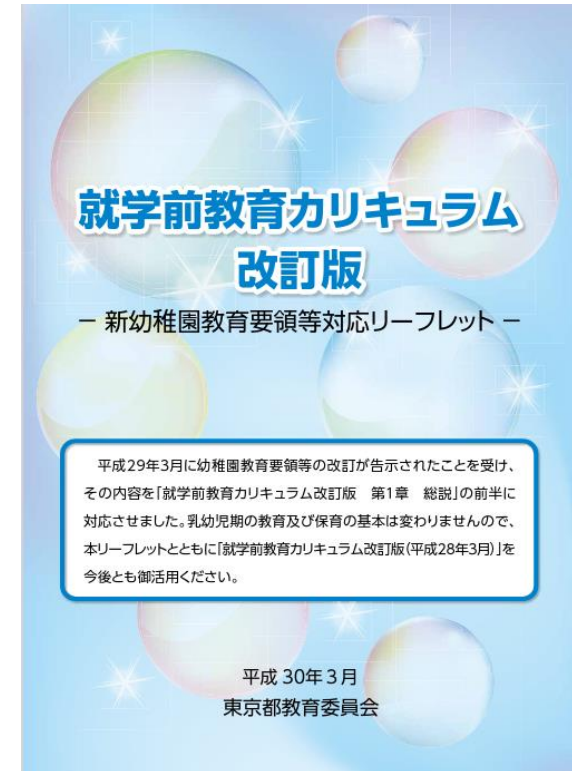
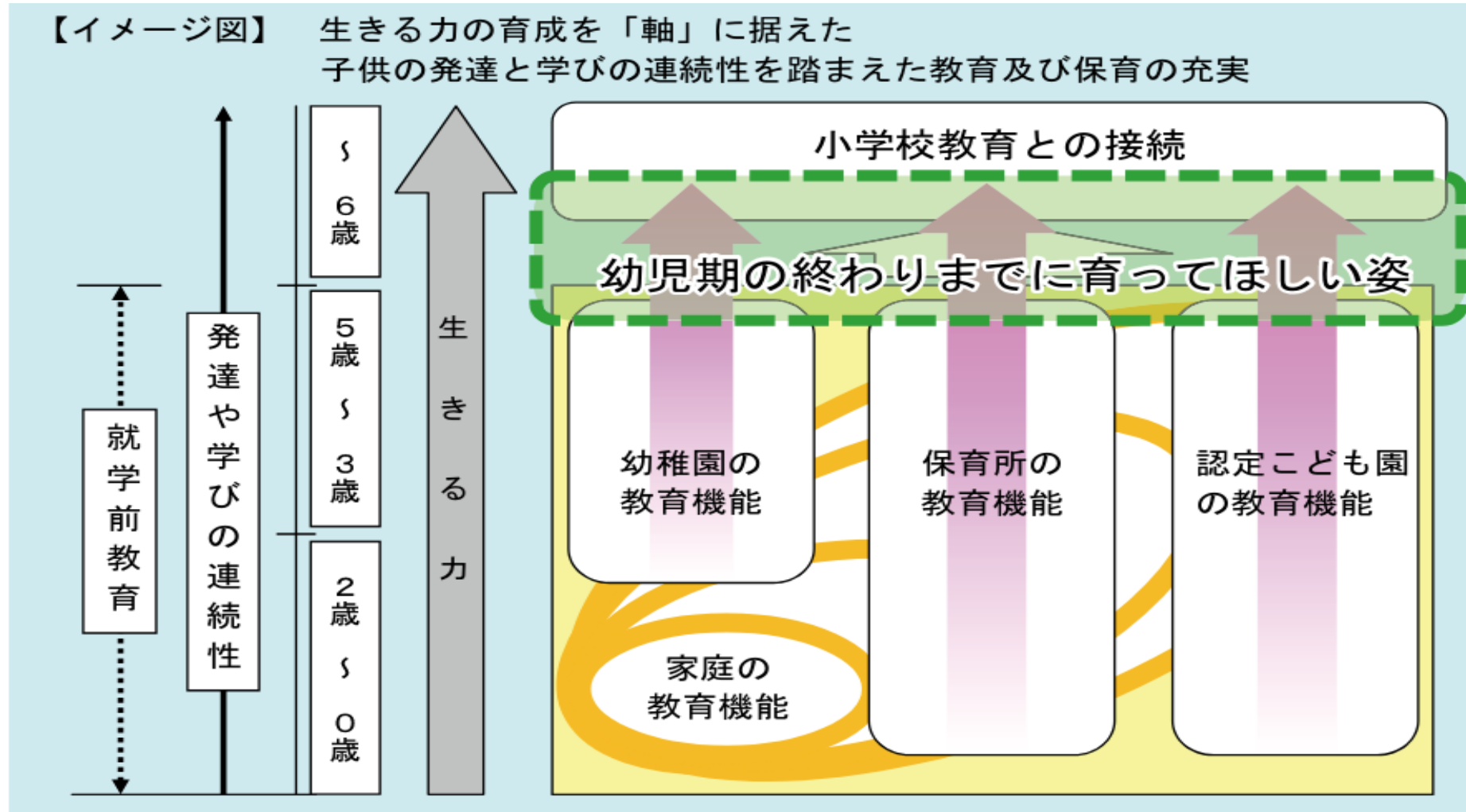
- ・ 適切な支援を早期から積極的に取り入れることができる。



- ・ ● 学習面の発達の促進とスムーズな移行
- ・ ● 社会性・コミュニケーション能力の発達
- ・ ● 情緒の安定と自己肯定感の向上

適切な支援を早期から取り入れることができる

就学前教育と小学校教育の円滑な接続について



切れ目のない支援の実現

経続
支援

- ・ 切れ目のない支援の実現：
- ・ 就学, 卒業といったライフステージの移行期に, 関係機関が連携し, 途切れることなく継続的な支援を提供するための基盤となります。

切れ目のない支援の実現

【「学校生活支援シート」のイメージ】

～一貫性のある支援の充実～

保護者とともに

保護者

社会参加期

個別移行支援計画

保護者

学齢期

学校生活支援シート

就学支援シート

保護者

乳幼児期

■ 児童・生徒のライフステージ等に応じた適時・適切な連携

教育、保健・医療、福祉、労働等の関係機関（病院、保健センター、幼稚園、保育所、家庭支援センター、療育機関、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、ハローワーク、就労支援センターなど）との連携

つながり

- ◆ 教員（学校）と保護者を「つなぐ」
- ◆ 必要な指導や支援の手だてを「つなぐ」
- ◆ 児童・生徒及び保護者の思いや願いを「つなぐ」
- ◆ 児童・生徒に関わる人と人を「つなぐ」

・いつでも（縦のつながり）
・どの場でも（横のつながり）

安心

～送る側と受け取る側のニーズを理解した引継ぎ～

就学前の機関・幼稚園

- 就学支援ファイル
- 指導要録・保育要録等

【入学】

- ・就学前機関との引継ぎ会
- ・幼児の様子や支援の実態を参観

小学校（小学部）

- 【進級】 ○学校生活支援シート
- 個別指導計画
- 【進学】 ○指導要録 等

- ・引継ぎ会
- ・保護者面談
- ・支援会議

中学校（中学部）

高等学校（高等部）

【卒業】

進路先・就労先

送る側の視点

- ・保護者とどのような情報をどのように送付するかを相談することが大切です。
- ・こうすればできる、という手掛かりや、成果を伝えましょう。

受け取る側の視点

- ・受け取った情報を、これからの指導に生かしていくことが大切です。
- ・困ったときの対処や配慮事項をよく聞き取りましょう。

- ・新しい学校生活がスムーズに始められるよう、保護者の願いやこれまでの指導内容、配慮点を伝えましょう。

- ☐ 保護者の希望を引き出し、今後の支援の方向性を共有するようにしましょう。

- ・進級して学年が変わっても、これまでの積み上げを生かして学校生活を充実できるよう、効果的であった指導内容、配慮点を伝えましょう。

- ・引き継いだ情報や資料を参考に、保護者面談や支援会議を行いましょう。

- ・児童・生徒の実態に基づき、支援の方法を整理し、保護者と支援についての合意形成を行いましょう。

- ・学校生活支援シートに基づき、各教科等の授業の具体的な個別指導計画を作成しましょう。

- ☐ 本人や保護者の希望をかなえるために必要な支援を保護者と共有するようにしましょう。

（東京都教育委員会、「学校生活支援シートの基本的考え方」より引用）

切れ目のない支援の実現

「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」

学校生活支援シート (個別の教育支援計画)					
本人	フリガナ	性 別		平成 年 度 作成	
	氏 名			生年月日 平成 年 月 日生	
	住 所	保護者氏名			
	障 害 名	緊急連絡先			
	障害の様子	愛の手帳 療育手帳		度	(平成 年 月 交付)
学校				校長名	
備考				担任名	
1 学校生活への期待や成長への願い (こんな学校生活がしたい、こんな子供(大人)に育ってほしい、など)					
本人から					
保護者から					
2 現在のお子さんの様子 (得意なこと・頑張っていること、不安なことなど)					
3 支援の目標					
学校の指導・支援			家庭の支援		

4 支援機関の支援			
在籍校	年度	年 組	担任名
	年度	年 組	担任名
	支援機関	担当者	連絡先
	支援内容		
	支援期間	() ~ ()	
	支援機関	担当者	連絡先
	支援内容		
	支援期間	() ~ ()	
	支援機関	担当者	連絡先
	支援内容		
	支援期間	() ~ ()	
5 支援会議の記録			
日時 平成 年 月 日 : ~ :	参加者	協議内容・引継事項等	
日時 平成 年 月 日 : ~ :	参加者	協議内容・引継事項等	
日時 平成 年 月 日 : ~ :	参加者	協議内容・引継事項等	
日時 平成 年 月 日 : ~ :	参加者	協議内容・引継事項等	
日時 平成 年 月 日 : ~ :	参加者	協議内容・引継事項等	
6 成長の様子			
7 来年度への引継ぎ			

以上の内容について了解し確認しました。

平成 年 月 日 保護者氏名 _____

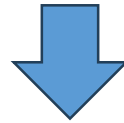
(東京都教育委員会, 「学校生活支援シートの基本的考え方」より引用)

なぜ、就学前から卒業後までを見据える必要があるのか？

- ライフステージを見通し、可能性を最大限に伸長する視点



- 発達の状態等に応じた学びの場における最適な教育



- 子どもの将来における自立と社会参加



2 多様な教育的ニーズと学びの場について

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度①

	特別支援学校 (学校教育法施行令22条の3)	特別支援学級 (25文科初第756号通知)	通級による指導 (17文科初第1178号通知)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの 又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	【難聴者】 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	知的障害の児童・生徒は通級による指導の対象にはなりません。

調布市の特別支援学級の指導対象は知的障害のみ

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度②

	特別支援学校 (学校教育法施行令22条の3)	特別支援学級 (25文科初第756号通知)	通級による指導 (17文科初第1178号通知)
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの¹⁷

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度③

	特別支援学校 (学校教育法施行令22条の3)	特別支援学級 (25文科初第756号通知)	通級による指導 (17文科初第1178号通知)
自閉症		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害		他県や他市等にある情緒障害の固定学級は、自閉症や情緒障害を対象にしており、学習障害、注意欠陥多動性障害を対象にしていません。	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動性障害 注意欠陥			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害について

自閉症

円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

注意欠陥多動性障害（ADHD）

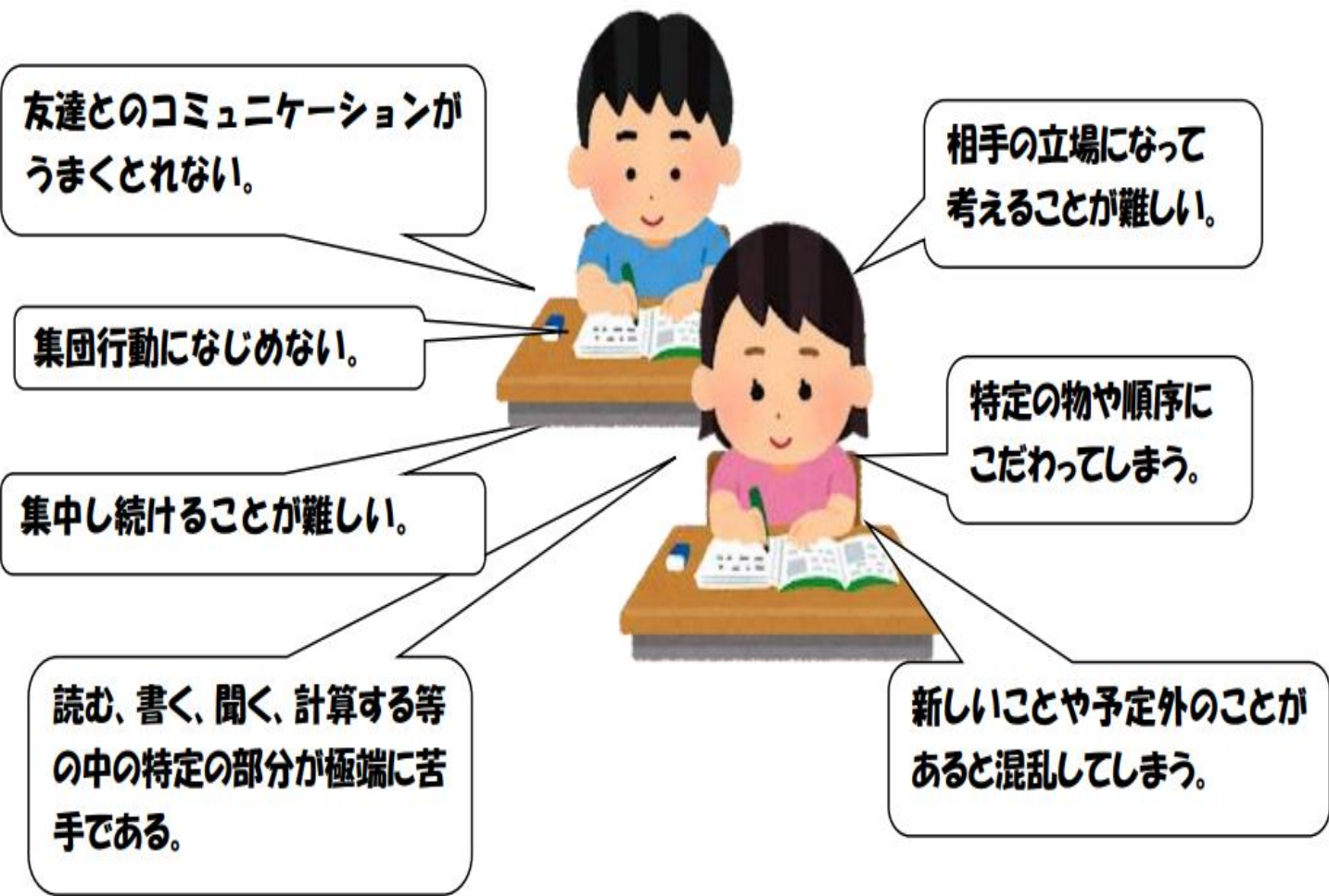
年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

出典：東京都の発達障害教育（東京都教育委員会）

自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害について

	通級による指導 (17文科初第1178号通知)
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの



知的障害について

	特別支援学校 (学校教育法施行令22条の3)	特別支援学級 (25文科初第756号通知)
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの



ものごとの理解に時間がかかる。

自分で考えて行動に移すことが苦手。

動作がぎこちない。

知的障害について

知的障害の一般的特徴

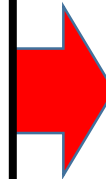
1 認知能力上の障害

物事理解や推測、思考、課題解決力の弱さがある。➡生活年齢より遅れ気味。

2 言語活用能力上の障害

話し言葉の理解や文字の読み書き等の操作・実用処理上に関して全般的な弱さがある。
➡生活の中での体験重視。

3 運動面の遅れ・感覚や知覚面の鈍さ



知的障害教育の基本

1 教育内容としての基本

・将来の生活に役立つことを中心に考える。

2 教育方法としての基本

・適応機能の向上をめざす。
・実索性や具体性を重視する。



生活単元学習「遠足に行こう」



個に応じた教材

特別支援教育の現状について 調布市における多様な学びの場



調布市立小学校・中学校

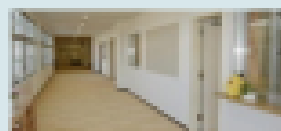
各教科の授業を通常の学級で受けながら一部障害に応じた特別な授業を受ける。

知的障害の固定学級を一部の小・中学校に設置

通常の学級

通級指導学級 (第一小に設置)

- ・ 難聴
- ・ 言語障害



校内通級教室 (全小・中学校に設置)

- ・ 情緒障害
- ・ 発達障害
- ・ 学習障害
- ・ 注意欠陥多動性障害

特別支援学級 (固定学級)

- ・ 知的障害



都立 特別支援学校

- ・ 小学部
- ・ 中学部
- ・ 高等部

特別支援学校

- ・ 知的障害
(調布特別支援学校)
- ・ 肢体不自由
(府中けやきの森学園)



学習面または行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合 8.8% (2022年文部科学省)

3 自立と社会参加に向けて

調布市における学びの場について

障害の有無

知的障害がない
(難聴や言語障害がある)

知的障害がない
(発達障害がある)

(知的)障害がある

通常の学級

通級指導学級
(第一小に設置)

- ・ 難聴
- ・ 言語障害

校内通級教室
(全小・中学校に設置)

- ・ 情緒障害
- ・ 発達障害
- ・ 学習障害
- ・ 注意欠陥多動性障害

特別支援学級
(固定学級)
・ 知的障害

特別支援学校

- ・ 知的障害
(調布特別支援学校)



- ・ 肢体不自由
(府中けやきの森学園)



高等学校
(全日制、定時制、通信制)

特別支援学校高等部
(職業学科)

特別支援学校高等部
(普通科)

進学

- ・ 大学
- ・ 専門学校等

一般就労

- ・ 障害者雇用枠外

進学
(職業能力開発校等)

一般就労
障害者雇用枠内
(障害者手帳)

福祉的就労

- ・ 就労移行支援事業
- ・ 就労継続支援事業
- ・ 生活介護事業所

高校 これまで設置してきた多様なタイプの学校

校種	学校の特色
総合学科高校	多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う学校で、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行う。
単位性高校	個性や特性、進路希望に対応した特色型
昼夜間定時制高校	単位制で昼夜開講多部制 の高校である。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能である。
チャレンジスクール (定時制・総合学科)	小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる 総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部) の高校で、他部履修により3年での卒業も可能とする。
エンカレッジスクール	小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する学校として、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定。 基礎・基本を徹底 するとともに 体験学習を重視

(東京都教育委員会ホームページ より引用)

高校 チャレンジスクール

★チャレンジスクールの特色★

- ・学力検査や中学校からの調査書によらず、生徒の学習や学校生活への意欲を重視した入試を行います。
- ・基礎・基本を重視した学習を行うとともに、総合学科の特性を生かし、職業系を含めいろいろな専門科目を設置しています。
- ・ボランティア活動などの体験的な活動を通じて、豊かな人間性を育成します。
- ・カウンセリングや教育相談の充実など、心のケアに配慮したきめ細かい指導を行います。

《チャレンジスクール一覧》

- 桐ヶ丘高校
- 世田谷泉高校
- 大江戸高校
- 六本木高校
- 稔ヶ丘高校
- 足立地区チャレンジスクール（令和4年4月開校予定）



桐ヶ丘高校：（左）「絵画」の授業の様子。（中央）「コンピュータグラフィックス」の授業の様子。
アート・商業・福祉等の系列を活かした様々な専門的な授業を体験的に学びます。

（右）学校設定科目「暮らしとマナー」では、マナーや日本の伝統文化を学び、自分を見つめる
時間をつくります。

（東京都教育委員会ホームページ より引用）

高校 エンカレッジスクール

★エンカレッジスクールの特色★

学校の特色	授業の特色	時間割の特色
◎学力検査によらない入試 ◎二人の担任できめ細かな指導 ◎試験の点数よりも努力を評価	◎1年次には、集中できる30分授業により、基礎・基本を徹底 ◎少人数制・習熟度別授業によるきめ細かく分かる授業	◎キャリアガイダンス ◎選択授業 ◎多彩な体験学習

《エンカレッジスクール一覧》

- 足立東高校
- 秋留台高校
- 練馬工業高校
- 蒲田高校
- 東村山高校
- 中野工業高校



(東京都教育委員会ホームページ より引用)

高校 通級による指導

都立高校の 通級による指導

通級による指導とは？

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を受ける指導形態です。都内公立小・中学校では、「特別支援教室」として各校に導入されています（自治体によっては「特別支援教室」とは別に登校等をつけている場合があります）。

- 周囲の人たちとうまく関係をつくっていききたい
 - 感情を自分でコントロールできるようになりたい
 - ちゃんとスケジュール管理ができるようになりたい
- 生徒の困っていることを
改善するための授業です

自分の困っていることを改善したいと思ったら、まずは学校の先生に相談してみましょう



寄り添ってくれる人がいる。
支えてくれる学校がある。

通級による指導に関するお問合せはこちら

東京都教育庁 都立学校教育部
特別支援教育課 発達障害教育推進担当

☎ 03-5320-7838

こちらへ

コミュニケーションアシスト講座

都立高校の生徒がソーシャルスキルやコミュニケーションなど、学校生活で役立つスキルを学ぶための講座です。（土曜日や夏休みに学校以外の会場で開催する講座で、在籍校の教育課程には含まれません。）
詳細は、東京都教育委員会のホームページをご覧ください。



東京都教育委員会

詳細は裏面へ

Q1



通級による指導では
どのような内容を学ぶのですか？

「人と上手にコミュニケーションができるようになりたい」「感情のコントロールができるようになりたい」「スケジュールや自己管理の方法を身に付けたい」など、生徒が困っていることに応じて、以下の例のように困っていることを改善・克服できるような内容を学びます。

〔指導例〕

- 相手の気持ちを気にかけずに発言するため、友人を怒らせてしまうことが多い生徒に、怒らせてしまった時の会話を書き出して可視化し、相手の気持ちを想像させる指導を行いました。これにより、相手の気持ちを理解して発言しようとするようになりました。
- 提出物や約束を忘れることが多い生徒に対し、スケジュール管理ソフトを用いて、期日等の優先度に応じた色分けや、リマインド機能を活用するなどの指導を行いました。これにより、提出忘れが減り、約束を忘れることも少なくなりました。

Q2



通級による指導は
どこで、誰が教えてくれるのですか？

自分が在籍している都立高校で、在籍校の先生と専門的な知識やノウハウのある支援員によるチームティーチング形式などの指導が受けられます。

Q3



通級による指導を受けたら
単位認定されますか？

各学校で、対象の生徒の個別指導計画などに、通級による指導の目標を定め、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合に、単位を認定します。

Q4



通級による指導を受けたことで
進学や就職に不利になりますか？

不利になることはありません。通級による指導により、進学先や就職先で必要なスキルや、サポートしてほしい時に支援を依頼できる力などを身に付けられるようにします。

Q5



通級による指導以外に受けられる支援は
ありますか？

授業での個別の配慮や教室のユニバーサルデザイン化による学びやすい環境づくりなどが考えられます。また、「コミュニケーションアシスト講座」（表面をご参照ください）もあります。通級との同時受講も可能です。
自分が困っていると感じていることをよく先生に話してみましょう。どのような支援ができるか、先生が相談に乗ってくれます。

以下の①～⑤を全て満たす生徒（⑥～⑧は小・中学校特別支援教室と同じ）

- 都立高校又は都立中等教育学校後援課程に在籍する生徒
（全日制、定時制、通信制、単位制は問いません）
- 知的障害がなく、発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障害に応じた特別な指導を必要とする生徒
- 生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、かつ、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた生徒

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導を行うものであり、教科の補習など、学習の遅れを取り戻すことを目的とした指導は行いません。

※特別支援学校高等部学習指導要領の「自立活動」の内容を参考とした指導

（編集・発行）東京都教育庁 都立学校教育部特別支援教育課

（所 在 地）東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都教育委員会 印刷物登録番号 令和6年度 印刷物登録番号第35号



（東京都教育委員会ホームページ より引用）

入試での合理的配慮の例

●都立高校入試

問題用紙・解答用紙の拡大、英語リスニングテストでの座席の配置
別室受験、検査時間の延長、記号選択式での受験、ICT機器の使用、
介助者の同行。中学校を通して申請する。

※高校は入学後のサポートが様々。学校の種類、普通校での配慮など

●大学入学共通テスト

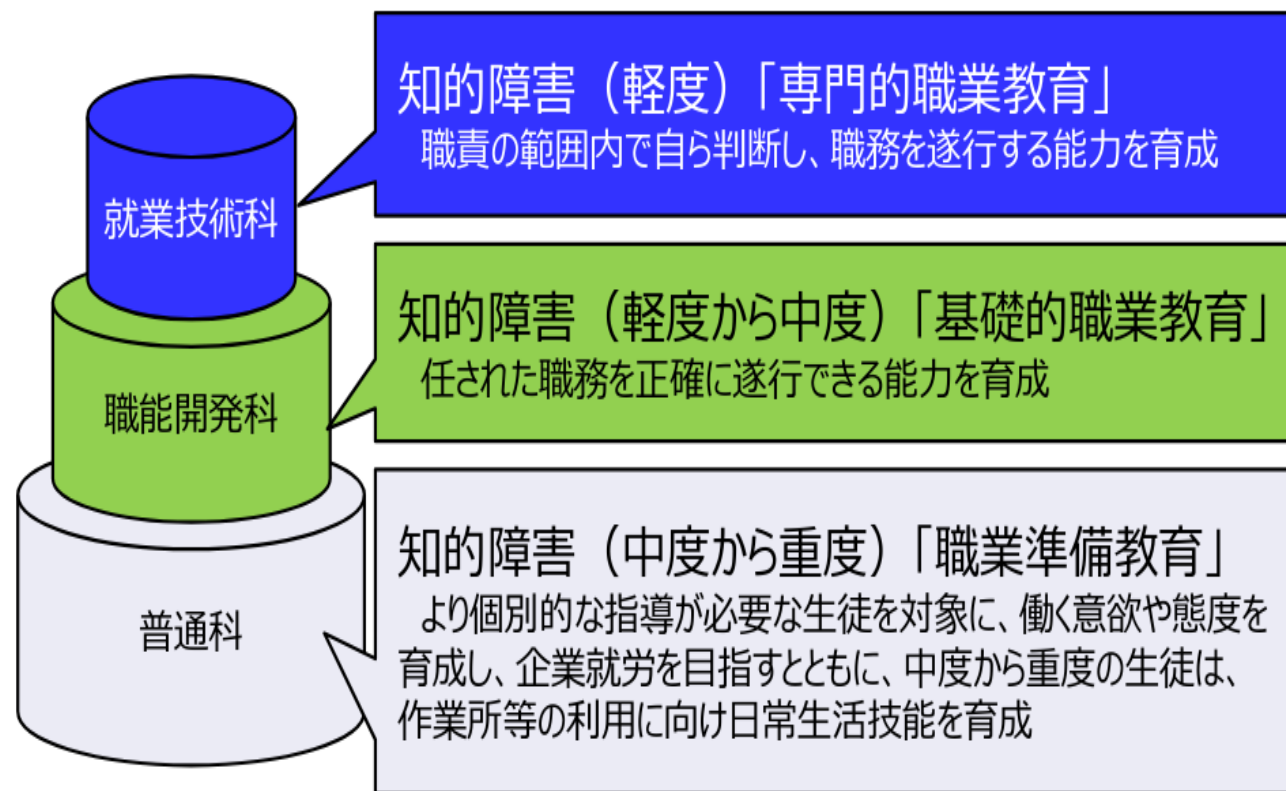
別室、注意事項の文書による配布、拡大文字問題冊子、試験時間延長
など。医師の診断書などを添えて申請する。

※相談室を設けている大学が増えている。

都立知的障害特別支援学校 高等部 の職業教育

学科	職業教育の目標
就業技術科	永福学園, 南大沢学園など
職能開発科	青鳥特別支援学校 八王子南特別支援学校 など
普通科	府中けやきの森学園 (調布市が学区域)

◎ 社会に参加・貢献できる人材の育成を目指します。



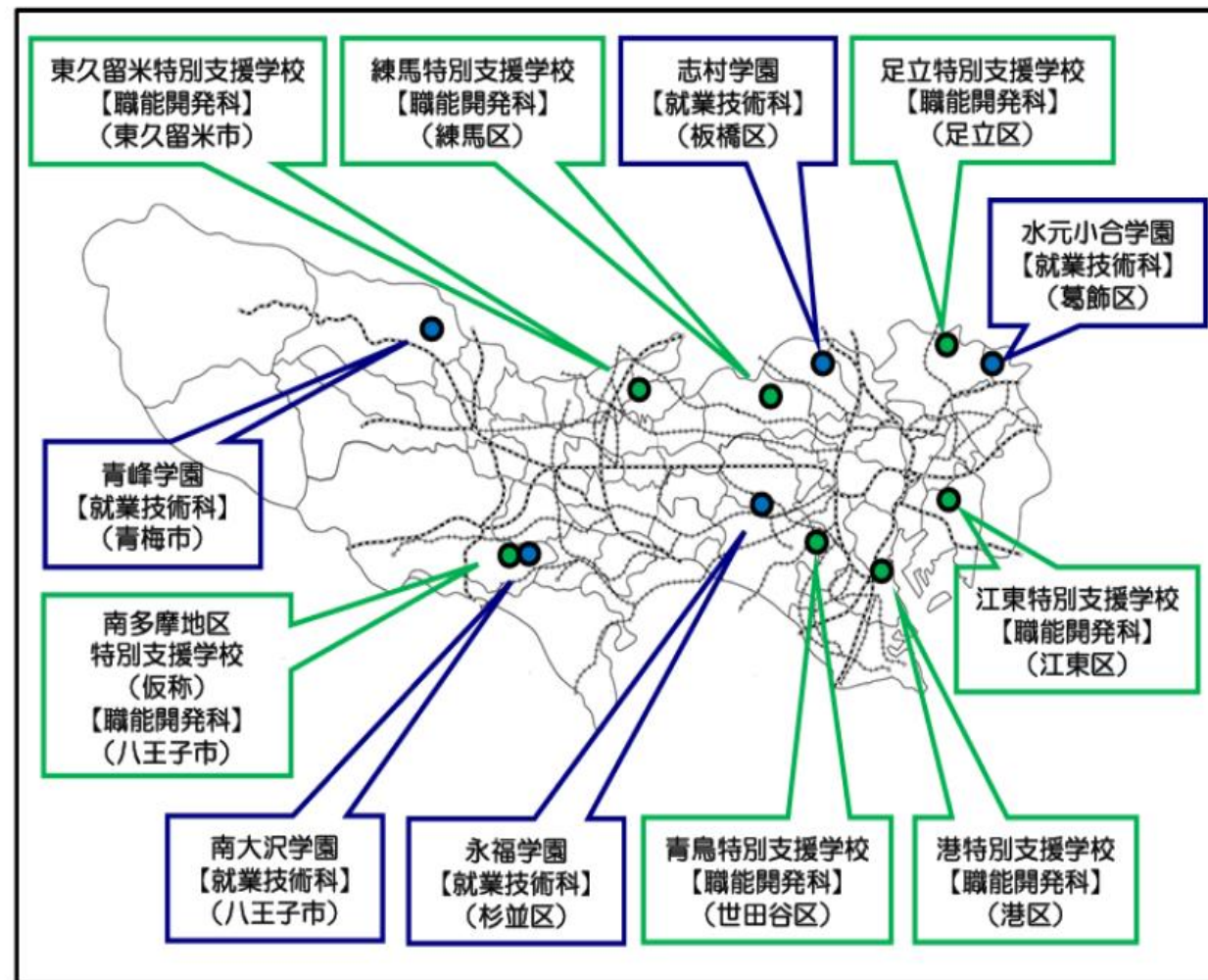
(東京都教育委員会ホームページ より引用)

※出願にあたっては、障害者手帳または医師の診断書が必要！

都立知的障害特別支援学校 高等部 の職業教育

就業技術科と職能開発科の概要

学科名	就業技術科	職能開発科
共通点	【対 象】 将来、企業への就労を目指す者 【学級編制】 1学級10名	
育成すべき力	習得した知識と技能及び 就労先での経験を基に、 職責の範囲内で自ら判 断し、職務を遂行する能 力を育成します。	就労先で求められる知 識と技能を修得し、任さ れた職務を正確に遂行 できる能力を育成します。



※出願にあたっては、障害者手帳または医師の診断書が必要！

(東京都教育委員会ホームページ より引用)



南大沢学園PV



後で見る



共有

コース紹介

ロジスティクスコース

その他の動画
一時停止 (k)



0:56 / 3:37



YouTube

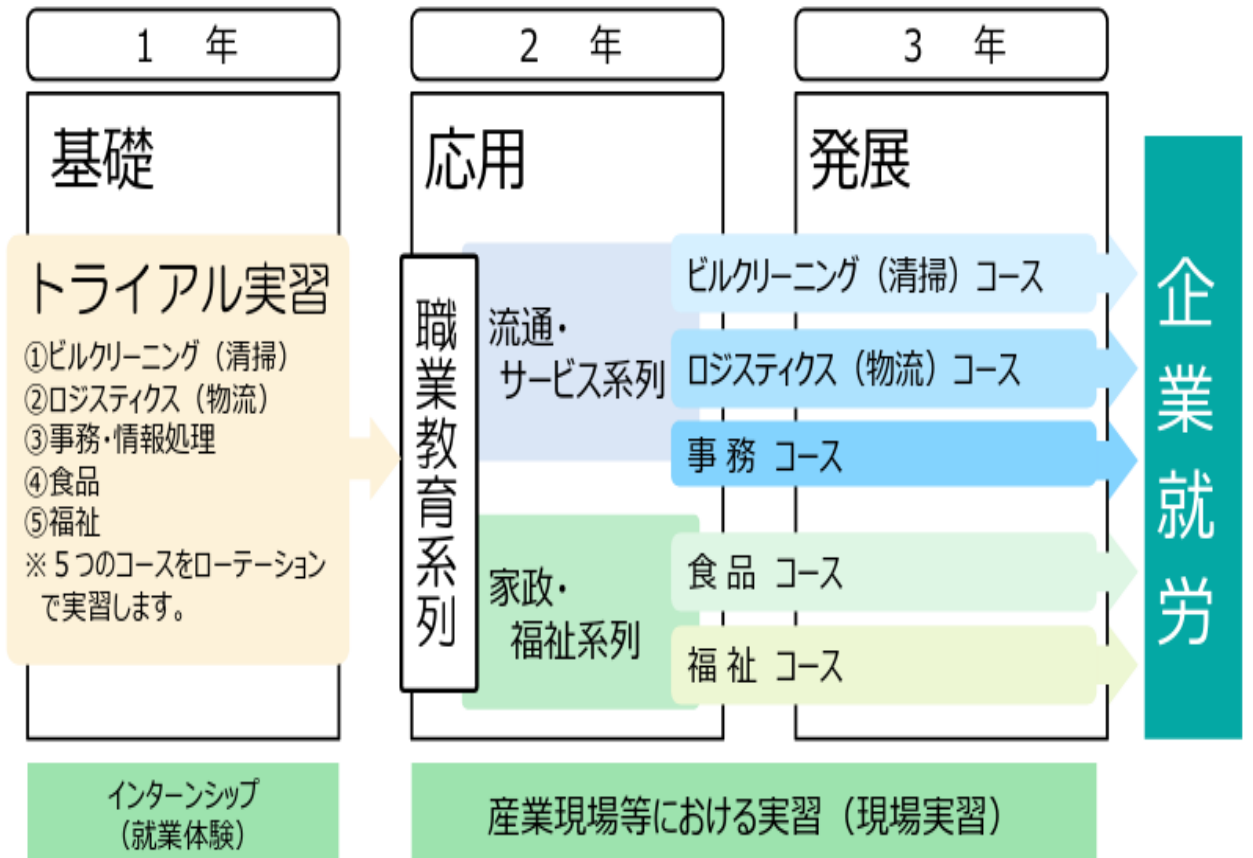


都立知的障害特別支援学校の職業教育

就業技術科 第1学年時間割（例）

	月	火	水	木	金
	HR	HR	HR	HR	HR
1	体育	職業に関する 教科	数学	職業に関する 教科	国語
2			理科		社会
3	美術		体育		職業
4					キャリアガイダンス
給 食					
5	国語	職業に関する 教科	家庭	職業に関する 教科	音楽
6	数学		LHR		情報
7	音楽				英語
	HR	HR	HR	HR	HR

就業技術科における雇用現場を模した実習室での職業教育



（東京都教育委員会ホームページ より引用）

都立知的障害特別支援学校の職業教育

産業現場等における実習（インターンシップ）の計画



産業現場等における実習（インターンシップ）に向けた職務設計

職務の切り出し

定型的なパソコン入力
社内郵便物の仕分け、配達
社外郵便物の受取、投函
消耗品の補充
ダイレクトメールの封入・封緘
コピー機・プリンターの紙補充
会議資料の印刷
会議室の準備
書類のファイリング
書類電子化作業
廃棄書類の裁断 等

1日のスケジュール

時間	仕事内容
9:00～	ミーティング
9:10～	社内郵便の仕分け、配達
10:00～	パソコン入力
11:00～	コピー機・プリンターの紙補充
11:30～	会議室準備、会議資料の丁合
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～	社外郵便受取・仕分け
13:30～	書類のファイリング
14:30～	ダイレクトメール作成
16:00～	廃棄書類の裁断
16:30～	日報記入
17:00	退勤

(東京都教育委員会ホームページ より引用)

都立知的障害特別支援学校の職業教育

産業現場等における実習（インターンシップ）の計画

1年

自分自身を理解する
様々な職種を知る

2年

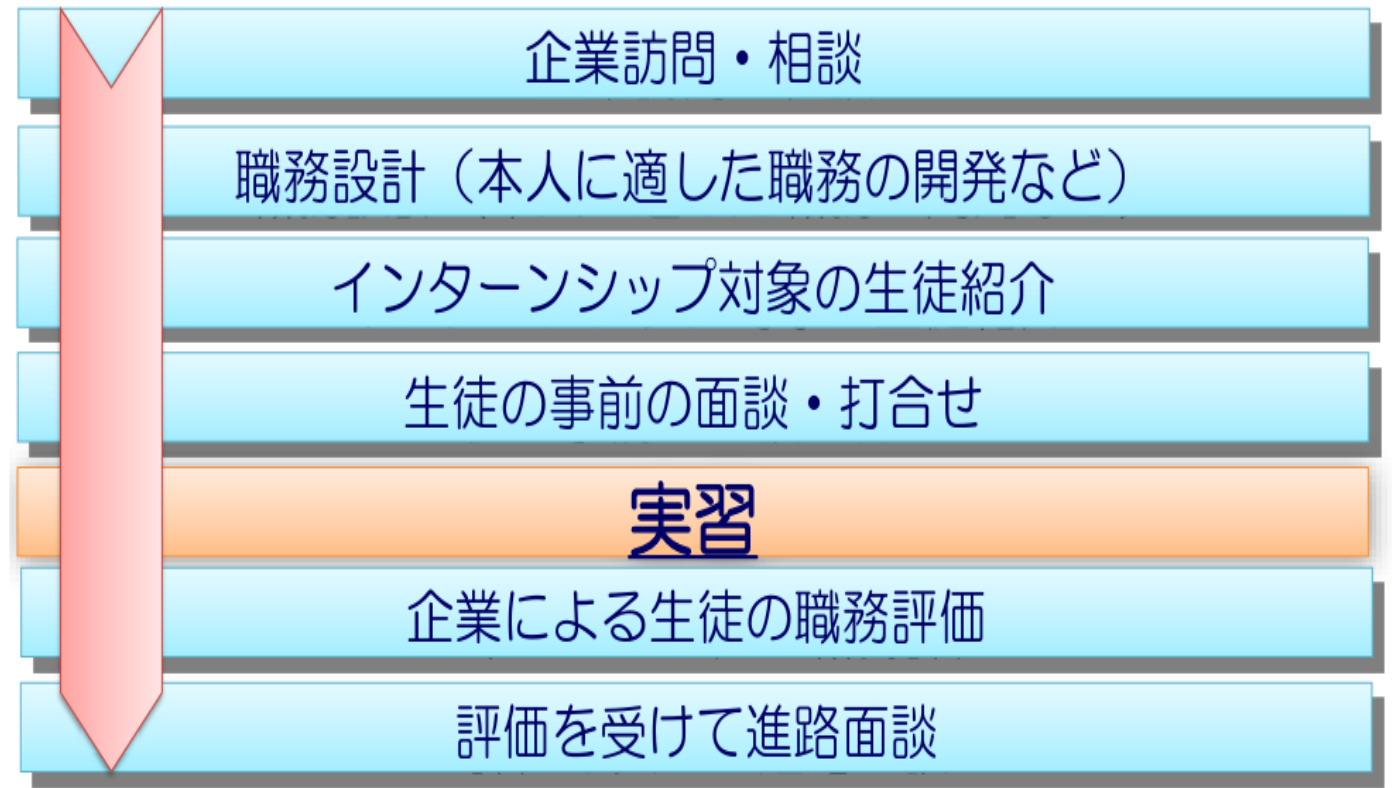
自分の適性を見つける
(短期間のインターンシップ)

3年

自分の進路を決める
(長期間のインターンシップ)

高等部を卒業

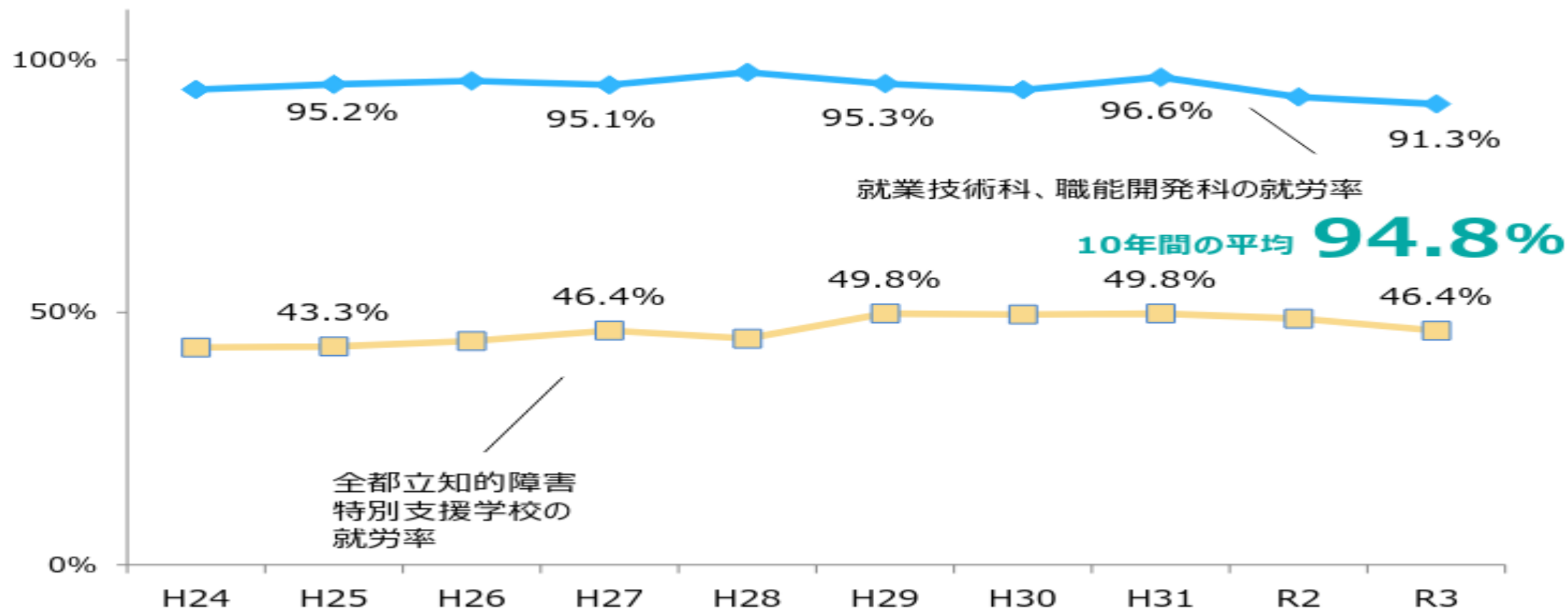
産業現場等における実習(インターンシップ)の流れ



都立知的障害特別支援学校の職業教育

都立知的障害特別支援学校高等部

就業技術科・職能開発科における就労率の推移



東京都特別支援教育推進室調査から

(東京都教育委員会ホームページ より引用)

都立知的障害特別支援学校の職業教育

卒業後の支援体制

具体的な支援機関				
家庭生活	進路先(就労定着)	地域・余暇	医療・健康	出身学校の役割
担当: 連絡: 支援内容:	担当: 連絡: 支援内容:	担当: 連絡: 支援内容:	担当: 連絡: 支援内容:	担当: 連絡: 支援内容:
保護者との自宅での生活  通勤寮、グループホームの支援による自立生活	•就業場所を管轄するハローワーク •「地域障害者職業センター」等によるジョブコーチ支援 •「東京ジョブコーチ」、区市等の就労支援機関	•出身学校や地域による「青年学級」、サークル等 •その他	•主治医など	•職場への訪問(入社時、1～2ヶ月時、6ヶ月時、1年、他) •本人・保護者からの相談への対応 •支援機関との連携

(東京都教育委員会ホームページ より引用)

就労先からの要望 学校にいる間に身に付けておきたいこと①

- 良好な人間関係
- 感情のコントロール・特性の認知
（自立活動 心理的な安定）
- スピードはおそくても、集中してやり遂げる力
（着実にこれだけは任せられる）
- 自己表現力

就労先からの要望 学校にいる間に身に付けておきたいこと②

- 可能な範囲でのことば・かず （使えることば・かずを学ぶ）
- 健康な生活習慣と清潔な身なり
（いつもきれいにしていることを習慣づける）
- 安全に配慮できる行動調整 助けを求める力
（小さい頃からの経験 支援者を複数名見つけておく）
- 毎日通える社会生活習慣 （毎日通える楽しく安心な学校など）
- 自分のことは自分でやろうとする主体性
（親や先生の手を離れていく）